

2

015年度の年金支給額は、厚生年金（夫婦2人の老齢基礎年金を含む標準的な年金額）で月22万1507円である。公的年金は、現役男性の手取り収入の平均である月35万円ほど（厚生労働省「平成26年財政検証」による）に対して6割強を保障している。

高齢者の生活を支えるのは年金だけではない。高齢者世帯の9割以上は自宅を保有しており、自宅保有者のうち住宅ローンが残っているのは1割未満である（総務省「平成21年全国消費実態調査」における世帯主が65歳以上の「二人以上の世帯」の値。以下同）。

現役世代の世帯のほとんどは家賃を払っているか、家を持っていても住宅ローンを返済中だ。他方持ち家に住み住宅ローンもない高齢者世帯は家賃相当額を支払わなくてよい分、同じ収入でも生活費に余裕が出る。この分を「帰属家賃」と呼び収入とみなす考え方がある。高齢者世帯が得る帰属家賃は、平均で月6万8225円だ。年金と帰属家賃を合わせると、高齢者世帯の標準的な収入は月約

帰属家賃を含めれば
所得代替率は8割超
「高齢者=低所得者」は誤り

数字は語る
大和総研金融調査部
研究員
是枝俊悟

月6万8225円

高齢者世帯の得る帰属家賃

世帯主が65歳以上の「二人以上の世帯」が得る帰属家賃の平均値
（総務省「平成21年全国消費実態調査」を基に大和総研作成）

29万円となり、現役男性の手取り収入の8割を超える。高齢者世帯は、これに加えて退職金等を取り崩しながら生活している。

一方、現在の社会保障制度上で「低所得者」とされ、各種の給付や減免を受けるための基準は「住民税非課税」であることが多い。公的年金には多額の控除が認められ、住民税額に帰属家賃は関係ない。それ故、帰属家賃込みで月約29万円の収入がある標準的な高齢者世帯も「低所得者」となり得る。

他方、税引き前の給与収入が月15万円（高卒初任給程度）で賃貸住宅に住む単身者の暮らし向きは「標準的な高齢者世帯」よりも明らかに厳しいだろうが、「低所得者」とは扱われず月15万円の中から税や社会保険料等を支払う。

わが国は高齢化に伴い社会保障財源が逼迫する中で、給付や減免の対象は真に必要な世帯に絞らなければならぬ。その際に、高齢者を一律に「低所得者」として扱うと、より暮らし向きが厳しい多数の現役世帯が漏れ落ちる可能性がある。「高齢者≠低所得者」との認識は改めなければならない。